

参 考 资 料

— 参 考 資 料 目 次 —

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み…………… 資— 1
2. 原爆関係の援護施策の概要…………… 資— 2
3. 原爆症の認定件数…………… 資— 3
4. 原爆症認定制度の在り方に関する検討会について…………… 資— 4
5. 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について…………… 資— 5
6. 原爆諸手当要件等一覧…………… 資— 6

【指導調査室】

1. 平成21年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要…………… 資— 7
 - (1) 指導監査を実施した地方公共団体の数
 - (2) 主な指摘事項
2. 毒ガス障害者対策の概要…………… 資— 9

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

被爆者の範囲

以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳保持者 約22.8万人】
(平成21年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)など

原爆症の認定

→ 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,890円)を支給 【支給対象者 約6,400人】
(平成21年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定
： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(*)の意見を聴かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審議会(原子爆弾被爆者医療分科会)

援護措置 【1,478億円(平成23年度予算(案))】

- 1 医療の給付(医療費の無料化) 【423億円】
- 2 各種手当の支給 【944億円】
健康管理手当(月額:33,670円)【支給対象者 約19.6万人(平成21年度末)】(被爆者の86%が受給)
医療特別手当(月額:136,890円)【支給対象者 約6,400人(前出)】 など
- 3 健康診断の実施(年2回)
- 4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

原爆関係の援護施策の概要

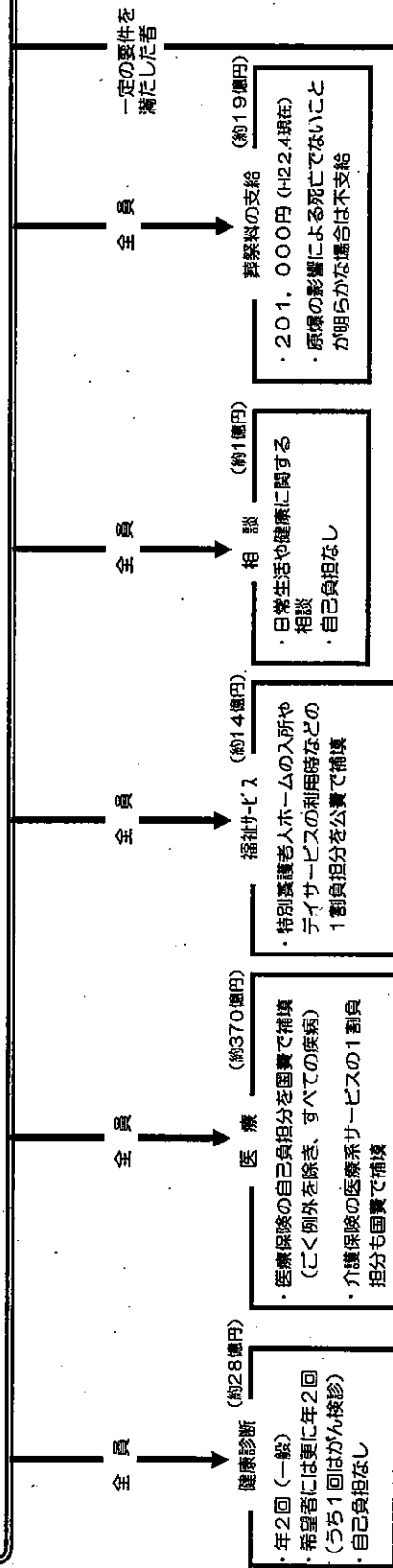
(平成23年度予算(案) : 約1,478億円)

被爆地域

原爆投下当時の広島市・長崎市の区域及びそれに隣接する政令で定める区域内にいた者等

被爆者

広島市長・長崎市長・都道府県知事が認定して「被爆者健康手帳」を交付



原爆症の認定を受けた者

原爆放射線が原因で疾病にかかっている者
厚生労働大臣が国の「審査会」の意見を聴いた上で認定

原爆症の治療十手当の支給 (約212億円)
(約24億円) (約188億円)

全額国費による医療の給付
医療特別手当 月額137,430円(H22.4現在)

各手当の支給要件該当の認定を受けた者

【代表例】

- 健康管理手当
 - 一定の疾病にかかっている者
 - 広島市長・長崎市長・都道府県知事がそれぞれの「審査会」の意見を聴いたうえで認定
 - 原爆の影響によるものでないことが明らかなる場合は不支給

手当の支給 (約738億円)

- 健康管理手当
 - 月額33,800円(H22.4現在)
- この他に、保健手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、介護手当、家族介護手当がある

申請が認められた者

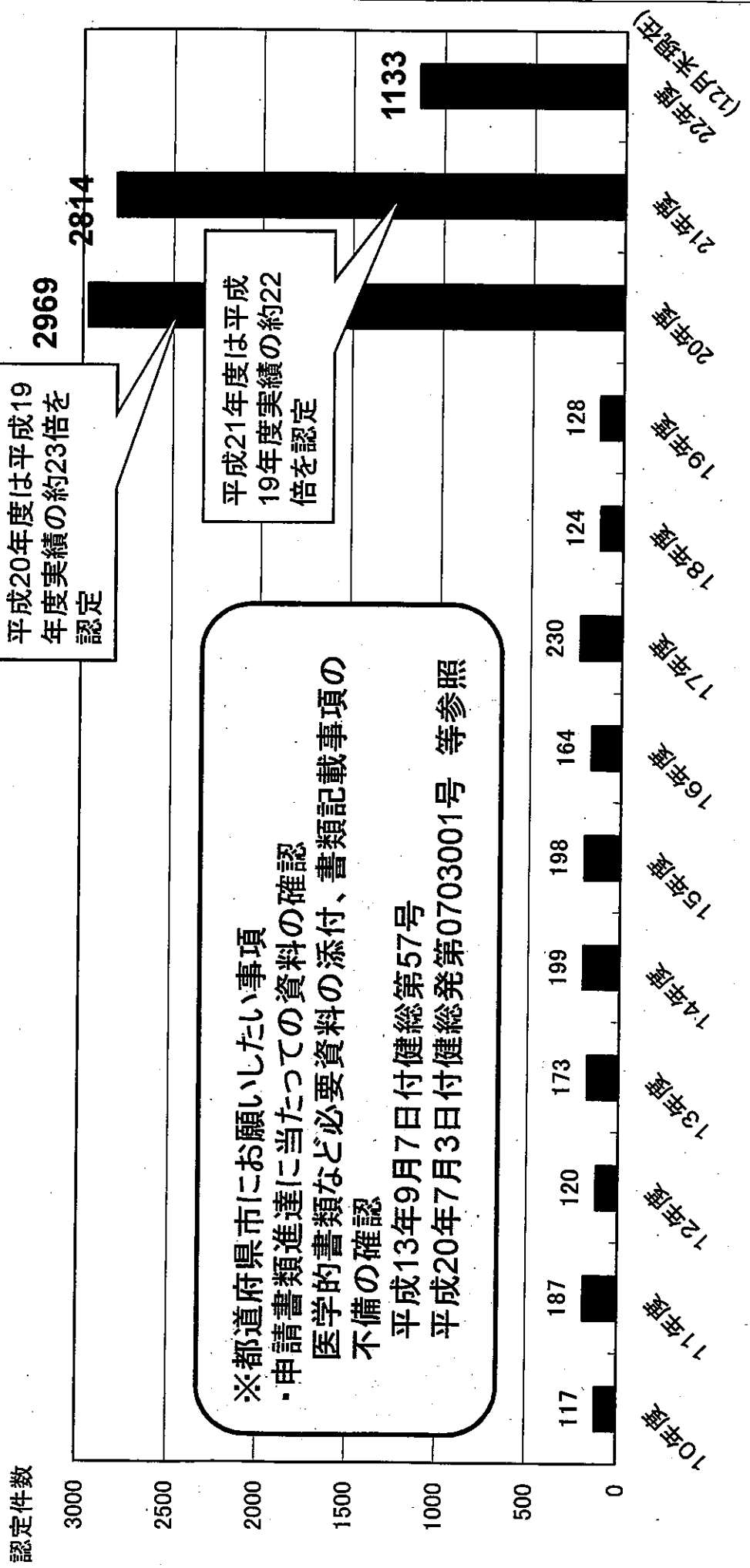
- 原爆養護ホームへの入所を希望する者
- 身体上又は精神上の障害のため、日常生活に支障がある者等
- 家庭養護サービスの派遣を希望する者
- 64歳以下の庶所得者
- 介護保険法による認定を受けている者を除く

福祉サービスの提供 (約28億円)

- 原爆養護ホームへの入所(一般2カ所、特養5カ所)
- 食養・ホテルコスト以外自己負担なし
- デイサービス・ショートステイも実施
- 家庭養護サービスの派遣
- 自己負担なし

原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、22年12月までで、合計6,916件を認定



原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月9日に第1回を開催。

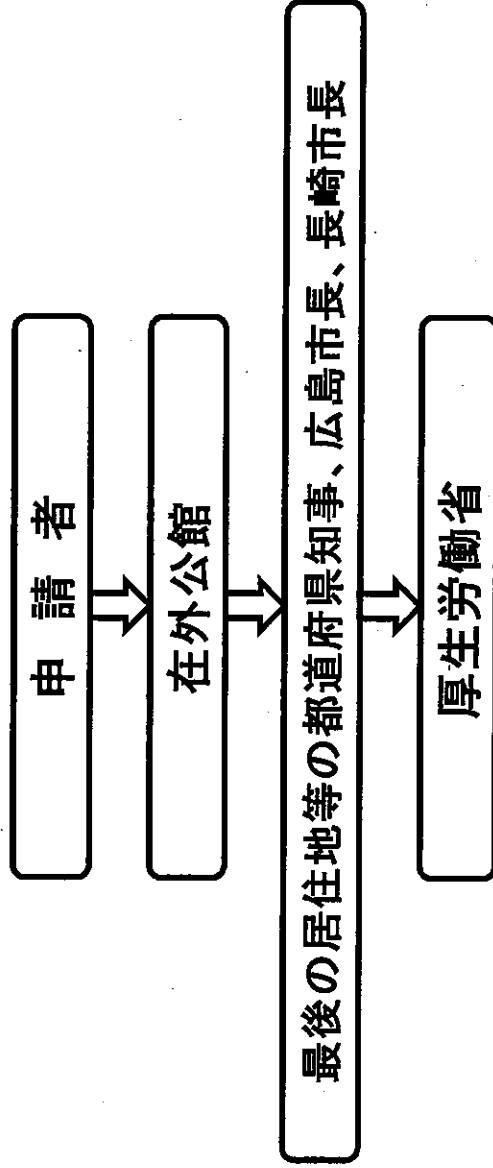
構成員

- | | | | |
|--------|-----------------|----------|---------------------|
| ・荒井 史男 | 弁護士 | ・田中 熙巳 | 日本原水爆被害者団体協議会事務局長 |
| ・石 弘光 | 放送大学学長 | ・智多 正信 | 長崎市副市長 |
| ・草間 朋子 | 大分県立看護科学大学学長 | ・坪井 直信 | 日本原水爆被害者団体協議会代表委員 |
| ・潮谷 義子 | 長崎国際大学学長 | ・長瀧 重信 | (財)放射線影響研究所元理事長 |
| ・神野 直彦 | 東京大学名誉教授 | ・三宅 吉彦 | 広島市副市長 |
| ・高橋 滋 | 一橋大学大学院法学研究所教授 | ・森 亘(座長) | 東京大学名誉教授 |
| ・高橋 進 | 株式会社日本総合研究所副理事長 | ・山崎 泰彦 | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 |

在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について

- 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法（海外からの被爆者健康申請を可能とした）の附則において、「政府は、この法律の施行の施行の状況を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う旨規定されている。
- 検討の結果、被爆者援護法施行令を改正し、在外被爆者の原爆症認定申請について、日本国外からの申請を可能とした。

○申請に係るスキーム



○施行日

平成22年4月1日（平成22年3月17日公布）

原爆諸手当要件等一覧

手 当 の 種 類	支 給 金 額	支 給 要 件	受 給 者 数 (H21末)
医療特別手当	月額 137,430円 136,890円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人。	6,351人
特別手当	月額 50,750円 50,550円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人。	965人
原子爆弾小頭症手当	月額 47,300円 47,110円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人。	22人
健康管理手当	月額 33,800円 33,670円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等全部で11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人。	195,963人
保健手当	月額 16,950円 16,880円	2km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人。	5,157人
	月額 33,800円 33,670円		
介護手当	月額 104,730円 104,530円	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合。(重度:身障手帳1級及び2級の一部程度、中度:身障手帳2級の一部及び3級程度)。	年間 19,224件
家族介護手当	月額 21,570円 21,500円	重度の障害のある人で、費用を支出しないで身のまわりの世話を受けている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)。	年間 21,657件
葬祭料	月額 201,000円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給。	年間 8,386件
特別葬祭給付金	10万円(2年償還の国債)	① 支給対象者が、原爆の投下から葬祭料制度の対象となる前に亡くなった原爆死没者の遺族(※)であること。 (※)遺族の範囲は、死没者の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。 ② 支給対象者自身も被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けている人)であること。	申請件数 143,624件 請求受付期間 平成7年7月から 平成9年6月まで

※支給単価については、上段が現行単価、下段が消費者物価指数の改定(△0.4%の場合)等の影響を受けた単価

1. 平成21年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都道府県	19か所
・ 指定都市	6か所
・ 中核市・政令市	6か所
・ 特別区	7か所

計 38か所

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 健康診断に関する事務処理

a 委託医療機関に対する周知（肝機能検査等）が不十分	2か所
b 精密検査対象者の未受診理由の把握が不十分	1か所

(イ) 各種手当等の認定に関する事務処理

・ 健康管理手当専門医の意見聴取が不十分	1か所
----------------------	-----

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

a 受診率が低い事業所等に対する指導が不十分	21か所
b 報告書が未提出の事業所等に対する指導が不十分	15か所
c 住民健診の対象者の範囲が不適切な市町村に対する指導が不十分	8か所
d 広報内容が不適切な市町村に対する指導が不十分	18か所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む）	7か所
b 勧告を受けたにもかかわらず受診していない者がいる	15か所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延	38か所
b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分	22か所

(エ) 就業制限に関する事務処理

・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切	14か所
--------------------------	------

(オ) 入院勧告・措置制度	
a 入院勧告・措置及び入院期間の延長の手續等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項）	20か所
b 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手續き等の実施が不適切（法第20条第6～8項）	16か所
(カ) 公費負担制度	
a 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む）	10か所
b 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	11か所
ウ 特定疾患治療研究事業関係	
(ア) 特定疾患対策協議会の運営に関する事務処理	
・ 特定疾患対策協議会等における審査が不適切	7か所
(イ) 公費負担に関する事務処理	
・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	6か所
(ウ) 難病患者認定適正化事業	
・ 特定疾患対策協議会における最終判定結果の入力及び入力データの送信が不十分	4か所

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島おおくのしまにあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断及び相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については**財務省**
→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29) 及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45) により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については**厚生労働省**
→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49) により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

＜対象者数＞

財務省：1,132人									
厚生労働省：2,142人									
<table style="margin: auto; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">忠海：2,056人</td> <td style="padding: 0 5px;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">曾根：80人</td> <td style="padding: 0 5px;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">相模：6人</td> <td style="padding: 0 5px;">}</td> </tr> </table>	{	忠海：2,056人	}	{	曾根：80人	}	{	相模：6人	}
{	忠海：2,056人	}							
{	曾根：80人	}							
{	相模：6人	}							
(平成22年3月末現在)									

＜予算額＞

毒ガス障害者対策費 平成23年度予算(案)	873,250千円
うち 健康診断費	29,959千円
うち 医療費	100,804千円
うち 各種手当	733,849千円

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患 (慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等)
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患疾患、皮膚疾患

4. 対策の概要<厚生労働省>

- ① 健康管理手帳 動員学徒等として従事していた者に交付
- ② 健康診断 年1回 (一般検査、精密検査)
- ③ 医療手帳 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付
- ④ 医療費 医療保険の自己負担分を支給
- ⑤ 特別手当 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給
- ⑥ 医療手当 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給
- ⑦ 健康管理手当 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給
- ⑧ 保健手当 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給
- ⑨ 介護手当 費用を支出して介護を受けている者に支給
- ⑩ 家族介護手当 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給
- ⑪ 相談事業 相談員を配置し健康管理等に関する相談を実施
- ⑫ 調査研究事業 毒ガス障害者対策に資するため総合的な調査研究を推進

支給額 (H22年度)	受給者 H22年3月末現在
① —	2,142人
③ —	1,869人
⑤ 101,370円	68人
⑥入8以 36,180円	
入8未 33,800円	
⑦ 33,800円	1,586人
⑧ 16,950円	15人
⑨ 重 104,730円	0人
中 69,810円	0人
⑩ 21,570円	0人

5. 平成23年度予算(案)：873,250千円

6. 創設年度：昭和49年度